

個別財務諸表の注記について、

検討—ASBJ、収益認識専門委

去る9月19日、企業会計基準委員会は第101回収益認識専門委員会を開催した。

前回に引き続き、開示・表示に関する事項の検討が行われた。

主な検討事項は次のとおり。

注記事項の検討—個別財務諸表における取扱い

第99回専門委員会および第414回親委員会（2019年9月10日号（No.1555））情報ダイジェスト参照）において、連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における収益認識の注記事項については、単で同じ定めとする事務局案が示されたが、反対意見も多く聞かれ、今回、次のような修正案が示された。

- ① 企業の主要な事業における主な財またはサービス（履行義務）の内容および企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）については、重要な会計方針として個別財務諸表に

おいても注記を求める。

- ② 企業の主要な事業における主な財またはサービス（履行義務）の内容および企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）以外の注記については、連結財務諸表の情報から個別財務諸表の情報から推測できる場合には、個別財務諸表において注記を要しない。

専門委員会からは「重要な会計方針のみ注記するのがよい。子会社が多い会社など、連結から単体を推測するのは困難だと思ふ」との意見が多く聞かれた。

一方、利用者側の専門委員会からは、②の規定に賛成する意見や「連結財務諸表が充実しているから個別財務諸表を簡素化して重要な会計方針だけ開示すればよいということではなく、収益の分解など、単体でも重要な項目は注記に残してほしい」という意見も聞かれた。

また、「会社法上でも詳細な注記を記載するのに工数はかか

ることになるので、何とかならないか」との意見があり、法務省に会社計算規則の改正等の働きかけをしてほしいとの要望があった。

事務局からは、「法務省に、このような意見がある旨の発言はできるが、これが会社計算規則に反映されるかは保証できない」との回答があった。

コメント募集の文案検討

公開草案の「公表にあたって」の文案が示され、検討が行われた。

会計

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等の文案、調整続く

—ASBJ、ディスフクロージャー専門委

去る9月24日、企業会計基準委員会は第28回ディスフクロージャー専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実

- (1) 個別財務諸表への適用に関する再検討

前回の議論では、連結財務諸表、個別財務諸表ともに同じように基準の適用が行われるよう提案されていた。今回、事務局から、個別財務諸表の適用につ

このなかで、公開草案のコメント募集期間が2カ月強とされ、事務局からは、「最短で10月2回目の親委員会（10月25日予定）で公表議決して、年明けまでのコメント募集期間を想定している」との説明があった。

専門委員会からは、特段の意見は聞かれなかった。

*

次回以降は、個別財務諸表および四半期財務諸表についての論点について議論される予定。

いて、次の項目を文案に追加する提案が行われた。

- ① 個別財務諸表においては、第5項に基づき識別する個々の項目について次のいずれかに該当する場合、第7項に定める注記に代え項目名と会計上の見積りの内容について連結財務諸表に注記している旨を記載することができる。

- (1) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別した項目と同一であり、かつ、連結財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りに関する注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合
 - (2) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別されていない場合において、識別した項目に関する会計上の見積りの開示以外の注記が連結財務諸表のみで行われ、個別財務諸表で記載されていない時で、かつ、当該連結財務諸表における会計上の見積りの開示以外の注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合
- 専門委員会からは「(1)と(2)を分ける意図が理解できない」、「この条項が利用されることは少ないかと思われる。わざわざ入れる必要はないのではないか」といった意見があった。
- (2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の文案
- 第415回親委員会では「基準諮問会議から提言されたテー

マは「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実であるが、文案においてこの文言がないため、テーマとの関連がわかりにくいのではないかと、この意見があがっていた。これを踏まえ「開発にあたっての基本的な方針」に次の項目を追加することが事務局より提案された。

当委員会では、本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は開示目的を踏まえて判断することとした。また、本会計基準の開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとした。

なお、検討の過程では、IAS第1号第125項で要求される開示は見積りの不確実性の発生要因に限られず、より幅広いものでは

ないかとの意見が聞かれた。そのため、本会計基準の開発にあっても、注記事項を見積りの不確実性の発生要因に限定せず、併せて会計基準の名称としても見積りの不確実性の発生要因の文言を使用しないこととした。

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」
「前回の『業界の実務慣行とされている会計処理方法』に関する補足説明が必要である」との意見があがっており、対応した「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正文案が示された。

専門委員からは「説明が過剰で逆にわかりづらくなった」、「利用者としては重要なポイントであるのでありがたい」といった相反する意見があがった。

国際会計 債務の流動・非流動の分類に関する簡素化の再公開草案、公表

去る9月12日、FASBは、会計基準アップデート(ASU)の再公開草案「債務(debt)（ト

投資のハナシ 裏表

100年債

三田 哉

今年、際立ってよいパフォーマンスのアセットは何か？ 意外にも債券なのである。といっても超長期債だ。超長期とはどれくらいの長期なのか？ 10年よりも長いものを超長期と呼ぶようだ。日本国債なら40年債まであるのだが、オーストリア・アルゼンチン・メキシコ・ベルギー・アイルランドでは100年債が発行されている。なかでも高パフォーマンスで話題になっているのがオーストリア100年債である。2017年に利率2.1%で発行され、今年8月に利回りが0.6%まで下がった。利回りが2.1%から0.6%に下がったといつても、債券に詳しい人でなければ「ふん、そう」で終わってしまうであろう。だから、価格で示そう。100円で発行された債券が210円になったのである。しかも、今年に入ってから100円値上がりしているのだ。価格変動の大きい株でも半年ほどで倍になることは珍しい。ましてや、国債という元本保証で個別性のない商品で起きているのである。超長期債を通常の債券の感覚で捉えてはいけない。

冷静に考えてみると、オーストリア100年債の利回りが0.6%ということは、残り98年持ち続けても、微々たる利回りしか得られないわけである。ゼロ金利の今なら0.6%でも十分と思うのかもしれない。しかし、98年間、満期まで持ち続けるつもりでなければ、価格変化のリスクを頭に入れておかなければならない。価格が倍になったように、価格が半値になる可能性もあるわけだ。利回りが低下したので、債券価格が上昇したわけだが、逆に利回りが上昇すると価格は下落する。では利回りが0.6%からさらに低下する余地と上昇する余地、どちらが大きいだろうか？ 単純に考えると、数字上は後者のほうが大きい。にもかかわらず、この債券を買う人がいるのは、利回り低下の余地は少ないけれども、利回り低下の可能性が高いと思っているからだ。これは、「利益大&勝率小よりも、利益小&勝率大に賭ける」戦略である。似たような戦略に「ディープ・アウト・オブ・ザ・マネーのオプション売り戦略とかポラリティ売り戦略がある。これらの戦略は、延々と勝ち続けるのだが、突然、大負けする日がやってくるので、要注意の戦略なのである。

もうひとつ念頭に置いておかなければならないのは、100年後の償還とその間の利払いが本当になされるのかということだ。アルゼンチンも2017年に100年債を出したが、今や価格は半値である。世界的に金利が低下しても、デフォルト懸念が高まれば、債券は値下がりする。100年債に投資するならば、せめて100年後にはどんな世のなかになっているかくらいを想像できるセンスが必要だ。私の場合こんな想像ができる。

現在の人工知能（以下、「AI」という）は意思・感情を持つことができない点で人に及ばない。しかし、100年後には克服されているだろう。具体的には、自動運転でもあり運転が横行するようになり、これは、AIが人に近づいた証拠だと絶賛されているだろう。その一方で、スマートスピーカーに「オーケー○○、おすすめの詩集は？」と尋ねたら「死後3週間位がおすすです」と回答され、これはブラックな冗談の間違ったのかなか、どう評価すべきか？ というAI開発における新たな課題が持ち上がっているのではないだろうか。

という)を公表した。

再公開草案の内容

この再公開草案は、2017年1月に公表した公開草案とはいくつかの点は異なるが重要な変更はない。

この再公開草案は、一連の「簡素化のための改訂作業」の一部で、関係者からの「区分式貸借対照表での債務が流動か非流動かの分類を決定するガイダンスは過度に複雑である」という指摘に対応している。

この再公開草案は、債務またはその他の金融商品を、貸借対照表日の非流動負債に分類するための原則を提供しており、貸借対照表日で次のいずれかの規準を満たした場合に、非流動に分類する。

- ① 負債の契約上の期日が、貸借対照表日から1年(または営業循環(営業循環のほうが長い場合))を超えている
- ② 企業が、貸借対照表日後少なくとも1年(または営業循環(営業循環のほうが長い場合))を超える期間、負債の決済を繰り延べる契約上の権利を有している

債務の財務制限条項

(covenant)違反があったが、財務諸表が発行される(または発行ができる状態になる)前に、企業が特定の条件を満たした「違反についての権利放棄(waiver)」を債権者から受けた場合には、債務を非流動負債として分類するという、前記の原則の例外は変更されていない。

この例外により非流動に分類された負債は、貸借対照表で別個に表示される。

流動・非流動の分類が変更されるケース

現行との比較で流動・非流動の分類が変更される主要なものは次のとおりである。

- ① 現行で非流動に分類される「貸借対照表日後に長期のベイスで借換えされた短期債務」は、再公開草案では、他の後発事象と同様に会計処理に反映しない(貸借対照表日の債務の分類について貸借対照表日後の借換えを検討しない)ことにしたため、流動負債に分類される
- ② 現行では、特定の条件を満たした金融の取決め(arrangement)を有している場合、短期債務は非流動負債に分類されるが、再公開草案では、分類にあたり、信用状や信用枠などの他の金融の取決めを考慮しない

債務の財務制限条項

債に分類されるが、再公開草案では、分類にあたり、信用状や信用枠などの他の金融の取決めを考慮しない

- ③ 現行では、「主観的な期日を早める条項(subjective acceleration clauses)または「重要な不利な変更の条項」を含む債務については、分類にあたり、期日が早まる可能性の検討を要求しているが、再公開草案はこの可能性の検討を削除している
- ④ 現行では、債務者が長期債務の契約条項に違反したが、契約が特定の猶予期間(grace period)を提供している場合、猶予期間内に違反が解消する可能性が高くないと流動負債に分類されるが、再公開草案では、原則を適用する。

コメント期限等

コメント期限は2019年10月28日である。

この再公開草案は将来に向かって適用され、適用日については今後決定され、早期適用は認められる。

経理用語の豆知識

監査におけるITの専門家

「監査人の利用する専門家」は、「監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、会計または監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう」とされており、ITに関連する内部統制の評価を実施する際に依頼するIT専門家もこれに該当する。

ITの専門家を関与させる一般的なケースとしては、全般統制の理解と評価に関して関与させるケース、業務処理統制の理解に際してアプリケーションによって自動化された内部統制の理解にITの専門家を関与させることで効率的に手続を実施すること、があげられる。

ITの専門家を利用する際には、依頼時のコミュニケーション(作業内容を明確に伝える、監査調書等の定型書式を提供すること)および継続的なモニタリング(定期的な報告を受け適時に対応する)ことに留意する必要があるとされている。

有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理しなければならない。なお、その他有価証券については、期末日の時価により帳簿価額を付け替えて取得価額を修正し、以後、当該修正後の取得原価と毎期末の時価とを比較して評価額を算定することになる。

その他有価証券について、「著しく下落した」ときを判断するにあたっての、時価が取得原価に比べ50%程度以上下落したかどうか、および時価の下落率がおおむね30%未満であるかどうかの検討に際しては、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを妨げない。この期末前1カ月の市場価格の平均とは、原則として期末日以前1カ月の各日の終値(終値がないときは気配値)の単純平均値とする。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年9月20日	業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正	JICPA	主に投資信託の監査報告書の文例について所要の見直しを行ったもの。2020年3月31日以後終了する計算期間または営業期間に係る監査から適用される。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190920ryf.html	—
2019年9月24日	監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の改正		監基報250「財務諸表監査における法令の検討」の改正に伴う違法行為関連の加筆・修正や、2020年3月に早期適用が始まる監査上の主要な検討事項に関連する説明の追加などがなされている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190924afr.html	—

金融

米FRBの利下げに向けた課題

米連邦準備理事会（FRB）は、9月17、18日に開催した連邦公開市場委員会（FOMC）で、政策金利であるFFレートの誘導目標を、1.75%→2.00%に25ベースポイント引き下げることを決めた。ただ今回も前回に続いて2人の地区連銀総裁が、金利据置きに反対票を投じたため、前回同様にFOMC内の意見は統一されていないことを示す結果となった。

今回発表された政策金利の予測を示すドットチャートでは、FOMCメンバー17人のうち、5人が今年年末までの金利変更はないと予測し、別の5人が25ベースポイントの利上げを予測、残り7人が50ベースポイントの利下げを予測した。これは今回の利下げ前の予測なので、7人は年内にあと1回の利下げを予測していることとなる。

パウエルFRB議長による結果公表後の会見では、現時点で金融緩和的な姿勢であることは明言せず、今後も経済データ次第としている。だが今回の利下

げについては、「現在進行形のリスクに対して保険をかけるため」と理由づけし、これまでの「予防的利下げ」と同じように、具体的な経済データに基づく利下げではないことを明確にしている。したがって、パウエル議長が否定しても、マイナス金利にまで言及するトランプ大統領による利下げ圧力の懸念が残る。

さらに今回は、FOMC直前に短期金融市場で金利が急上昇し、9月17、18日にかけて資金供給による金融調節が行われた。法人税の納付や国債発行が重なったことが理由のようだ。今年になって2回の利下げを実施し、かつ半数近いFOMCメンバーが、年内あと1回の利下げを見込むなか、短期金利が急上昇するということは、短期金利の誘導目標がありながら誘導できていないことを意味する。

FRBは、超過準備預金への付利を1.8%に、30ベースポイント引き下げる対応を取ったが、依然として制度的な見直しも課題となっている。

証券

米大統領の政策転換は株価を支援するか

9月に入ってから主要国の株式市場は順調に回復、上昇軌道を歩み、下旬になってやや足踏みの様相だ。NYダウ、日経平均は、それぞれ8連騰、10連騰を実現、それぞれ節目の2万7,000ドル、2万2,000円台を回復した。こうした動きは市場環境の好転を連想させるが、各国ともファンダメンタルズに改善の兆しはなく、むしろ悪化の情報が多い。日本経済と関係の深い中、韓、独では実体経済の後退が広がる。世界経済の中軸である米

FRBは米経済がまだ強いことを認めながらも予防的な措置として利下げに踏み切った。その背後には引下げを求める大統領の存在があるとされており、こうしたことが続けば今後FRBは市場の信頼を失い、株価にマイナスとなる可能性がある。政策の問題を政治経済全体に広げると、大統領の政策姿勢に変化の兆しがみられることがわかる。9月には強硬な外交姿勢で知られる国家安全保障問題担当のポルトン大統領補佐官を解任した。大統領は、ポルトン氏が北朝鮮との非核化交渉でリビア方式に固執するという誤りを犯したとしており、今後の政策姿勢の軟化を思わせる。

今回の株価回復は市場における株式需給の動向、機関投資家の決算期対応などの季節要因が重なったためであるとされる。9月18日に米FRBが7月に続いて短期政策金利の0.25%引下げを決定し、政策支援への期待が広がったことも回復の一助となったと思われる。

大統領の念頭には大統領選挙での再選があると思われ、米中貿易摩擦、米朝交渉、イラン問題などにおいて、選挙日程をにらんでより柔軟な態度に出るということも十分にあり得る。大統領の今後の政策姿勢は、今後の株価にプラスに働く可能性を秘めている。